

# 具体的な不適切事例

## 1 調剤室の扉を取りはずしてしまっている

→薬局等構造設備規則を遵守してください。

## 2 従事者が名札をつけていない

→名札や被服等により従事者を区別しなければなりません。

## 3 店内掲示に不備がある

→店内の掲示は記載する事項が決まっています。平成26年6月12日の法改正で追加事項があるので確認してください。

## 4 麻薬金庫に覚せい剤原料が保管されている

→麻薬は他のもの(覚せい剤を除く)と区別して保管しなければなりません。

## 5 劇薬が普通薬と同じ棚に並んでいる

→劇薬は他のものと区別して保管・陳列しなければなりません。

## 6 管理薬剤師が手続きなく学校薬剤師を兼務している

→学校薬剤師を行う場合は管理者の兼務許可が必要です。

## 7 ドリンク剤の指定第2類・2類・3類医薬品がバラバラに並んでいる

→一般用医薬品は区分ごと混在しないように陳列しなければなりません。

## 8 要指導医薬品と第1類医薬品が混在陳列されている

→平成26年6月12日の法改正で要指導医薬品が指定され、これは一般用医薬品と混在しないよう陳列しなければなりません。経過措置で「第1類医薬品」と表示されたままの要指導医薬品もありますので注意してください。

## 9 家族が従事者で勤務状況記録がない

→近親者であっても従事者の勤務状況を記録する必要があります。